

避難所開設・運営マニュアル

令和7年1月

三種町

(目次)

1 避難所運営の基本的な考え方	1
2 災害発生～避難所開設と運営～撤収まで	3
*身のまわりの安全を確保し、避難しよう	4
3 避難所の開設までの流れ	5
(1) 避難所の開錠	5
(2) 避難所となる施設の安全確認	6
(3) 避難所のレイアウトを決めよう	7
(4) 避難所のレイアウト工夫しよう（感染症予防対策の強化）	8
(5) 避難者を受け入れよう	9
4 避難所の運営体制づくり	10
(1) 運営体制の構成例	10
(2) 連絡会議等の開催	10
*女性の視点に立った避難所運営	11
*要配慮者へ配慮した避難所運営	13
*災害時における障害のある子どもへの配慮	15
*ペットの同行避難	17
(3) 各班の役割	19
①代表・副代表	19
②総務班	20
③広報班	21
④管理班	23
⑤衛生班	24
⑥救護・福祉班	26
*要配慮者ごとの配慮事項、その対応例	27
⑦食料班	29
⑧物資班	30
⑨ボランティア班	31

5 避難所の生活ルールを決めておこう	• • • • 32
6 衛生管理、食事管理、健康管理のルールを決めておこう	• • • • 33
*福祉避難所と、一般避難所における福祉避難スペース	• • • • 34
7 安定期以降の取組	• • • • 35
(1) 避難所の統廃合に伴う移動	• • • • 35
(2) 避難所閉鎖の判断	• • • • 35
(3) 避難所の閉鎖	• • • • 35

付属資料（別冊）

- 1 避難所運営マニュアル 様式集
- 2 避難所内ルール等表示例
- 3 避難所内表示マーク例
- 4 主な指定避難所のレイアウト例

1 避難所運営の基本的な考え方

本マニュアルは、町職員などの行政担当者だけでなく、指定避難所（以下、「避難所」という。）となる施設の管理者、自治会、自主防災組織の役員など、災害時に避難所の運営に関わる人々が活用することを想定しています。

本マニュアルの内容は「秋田県避難所運営マニュアル策定指針」を参考に、避難所を開設運営するための標準的な事項をまとめたものです。

発災当初は、町職員の被災による行政機能の低下や、人命救助等への対応により、行政等の対応が遅れことがあります。また、災害の規模により、避難生活が長期化する可能性もあります。

地域住民が自主的に避難所運営に関わることで、より一層ニーズに沿った、良好な避難所生活を送るためのルールや環境づくりなどを進めていくことができます。避難所の自主運営には地域住民も積極的に参画しましょう。

避難所は、地震や風水害など災害発生のおそれのある時や災害発生時、地域住民を中心に戸別避難者が避難し、一定期間生活する場所又は施設です。災害時における地域コミュニティの場として、被災者同士が協力しましょう。

慣れない避難生活が長期化すると、エコノミークラス症候群の発症など心身の負担が大きくなります。また、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人等多様な人の特性に配慮して、避難所の生活環境づくりを進めましょう。

大規模災害が発生し、ライフラインの停止や住家の被害等で多くの住民が避難所に一定期間避難する場合への備えとして、避難所の確保、多様な特性に配慮した避難の推進とともに、新型コロナウイルス等の感染防止対策など、避難所における良好な生活環境の確保が求められます。

とりわけ、ポイントとなるのはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、ベッド（睡眠）の環境整備への取組は、大切な命を守るためにも、とても重要となります。

避難所におけるトイレ（衛生）、キッチン（食事）、ベッド（睡眠）の環境整備のために市町村、県、国、NPO、民間団体など、避難所を支援する機関が、それぞれの強みを活かした取組を進めることが重要です。次の表は災害発生から3日以内（初動期）、7日以内（応急期）毎に目指すべき向上の水準目標を示しています。

項目	3日以内	7日以内
前提条件	○避難所が停電・断水している。 ○道路は使用できる。	○停電・断水は解消されている。
トイレ・シャワー (衛生)	「概ね20人に1基」 ○快適トイレ・手洗い場が確保されている。 ○体を清潔にでき、着替えができる。 ○ゴミが適切に処理できる。	「1日1回」 ○シャワー(風呂)が利用できる。 ○衣服の洗濯ができる。
キッチン(食事)	栄養に配慮した温かい食事 ○主食とおかずがついた食事が提供されている。	○避難所(被災地域)等において作り立てが提供されている。
ベッド等(睡眠)	必要な寝床の確保 ○必要数が確保され、パーテーション等により1世帯1空間が確保されている。	暑さ・寒さの緩和 ○適切な温度が保たれている。 ○夏季には冷房装置等、冬季はストーブや毛布等の配付により、過ごしやすい環境が保たれている。

2 災害発生～避難所開設と運営～撤収まで

※災害の規模によって、避難所開設から撤収までの流れは大きく異なり、また、対応が前後することがあります。本マニュアルでは地震災害により、避難が長期化した場合を想定しています。

時系列	住民に求められる行動	町等の対応
発災 3分	<input type="checkbox"/> 身の安全を確保する <input type="checkbox"/> 隣近所の安否確認を行う	<input type="checkbox"/> 職員の参集 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制の確立
30分	<input type="checkbox"/> 地域内での安否確認を行う <input type="checkbox"/> 避難を開始する 避難に支援が必要な人への支援を実施	
1時間	<input type="checkbox"/> 避難状況の確認～避難を完了	
24時間	【避難所の開設準備～受入開始】 <input type="checkbox"/> 施設の安全を確認する <input type="checkbox"/> 準備のために開錠する <input type="checkbox"/> レイアウトを決定する（室内、屋外） <input type="checkbox"/> 食料など生活に必要な物資を確保する <input type="checkbox"/> 受付～避難者の受入れを開始する <input type="checkbox"/> トリアージ、スクリーニング <input type="checkbox"/> 役割分担を整理する （運営のための協議会を立ち上げる） （町職員が到着していれば協力して実施） <input type="checkbox"/> 居住スペースを割り振りする	<input type="checkbox"/> 被災状況の把握 <input type="checkbox"/> 避難所開設状況の把握 <input type="checkbox"/> 食料、飲料水等の調達 <input type="checkbox"/> 福祉避難所の開設 <input type="checkbox"/> 要救助者への対応 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 被災建築物の应急危険度判定 <input type="checkbox"/> 被災宅地の危険度判定 <input type="checkbox"/> 避難所運営への参画
48時間～ 72時間	【避難所を運営】 <input type="checkbox"/> 行政との連絡体制を確立する <input type="checkbox"/> 近隣の車中泊避難者、在宅避難者を把握する <input type="checkbox"/> 必要な生活物資を確保する <input type="checkbox"/> 避難者への情報伝達を行う（掲示板など）	<input type="checkbox"/> 地域との連携、支援 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターの設置・運営
1週間～ 3週間	【避難生活の安定化】 <input type="checkbox"/> 運営ルールの決定 <input type="checkbox"/> 管理ルール（衛生・食事・健康）の決定と周知 <input type="checkbox"/> 避難者からの情報収集 <input type="checkbox"/> 相談体制を確立する	<input type="checkbox"/> 災証明の受付 <input type="checkbox"/> 義援金等の受付 <input type="checkbox"/> 相談支援窓口の設置
収束	<input type="checkbox"/> 避難所を閉鎖する	<input type="checkbox"/> 学校の再開（併存あり） <input type="checkbox"/> 施設機能の回復～再開

[ここが重要！]

*身のまわりの安全を確保し、避難しよう

【大規模地震の場合】

身の安全を確保しましょう

- 揺れがおさまるまで身を守る
- 家の中の家族の安否確認を行う。
- 揺れがおさまったら、使用中の火気を消す。
- 避難の際は、ガス器具の元栓を閉め通電火災を防ぐため電気のブレーカーを切る。
- 周辺の安全を確認して避難する。

【水害（洪水、土砂災害）の場合】

台風や集中豪雨等の水害（洪水、土砂災害）の場合、以下の情報や周囲の状況にも注意して、避難の判断をしましょう。

- 気象庁が発表する気象警報等（大雨注意報、大雨警報など）
 - 町が発令する避難情報※
※災害のひっ迫性に応じて発令されますが、必ず段階的に発令されるとは限りません。
高齢者をはじめ、避難に時間を要する人は、早めに避難を開始しましょう。
 - ・高齢者等避難 ⇒ 災害のおそれあり。危険な場所から高齢者等は避難
 - ・避難指示 ⇒ 災害のおそれ高い。危険な場所から全員避難
 - 気象庁と県が共同で発表する土砂災害警戒情報
 - 河川の水位に関する情報
 - 自宅周辺の降雨の状況
- ▼
- ▼
- 可能であれば隣近所の安否も確認し、避難を開始しましょう。
 - 屋外への避難が難しい場合は、屋内での安全確保措置をとりましょう。
例）2階以上の階へ避難する。
崖等危険性の高い側から離れた部屋へ移動する。

3 避難所の開設までの流れ

(1) 避難所の開錠

発災時に迅速に避難所を開設するためには、避難者（自主防災組織などを中心とした地域住民）と施設管理者、町が連携して対応に当たる必要があります。

施設の開錠は施設管理者が行なうことが基本ですが、迅速な避難所開設のためにあらかじめ話し合いの上、鍵の管理や開錠のルールを決めた上で、住民がスペアキーを持つことも有効です。

また、事前に関係者の連絡先は把握しておくようにしましょう。

【役割分担】

○避難者（自主防災組織などを中心とした地域住民）

- ・避難者の受付と居住スペース等の割り振り
- ・避難者への食糧や物資の配布
- ・【可能であれば実施】避難所施設の開錠、町災害対策本部との連絡調整、避難者カード（様式1）の作成

(注)これらは、施設管理者や町職員と協力して実施します。その他、施設管理者、町職員の役割についても、できることは自主運営の一環として行います。

○施設管理者

- ・避難所施設の開錠
- ・避難所施設の安全確認とトイレの確保、提供エリアの決定

○避難所担当町職員

- ・避難所施設の安全確認と避難所開設可否の判断（施設管理者と協議）
- ・町災害対策本部との連絡調整
- ・避難者名簿（様式2）の作成（個人情報の管理）

※指定避難所以外への避難

町の指定する避難所以外に、自治会等が所有・管理している集会所等が近くて行き易く、日頃から気兼ねなく利用できることや、顔見知りが多く落ち着けるなどの理由から、自主的に開設・運営されることもあります。

そのような自主的に開設された避難所に避難する場合でも、利用に際しては施設の安全確認（※）を町とも連絡を取り合いながら徹底するとともに、自主運営に必要な資機材の整備など、事前の準備を心がけましょう。

※洪水、降水による土砂災害では浸水想定区域、土砂災害警戒区域の外にある施設は基本的に安全と考えられます。また、施設の建設時期によっては、耐震性が確保されます。

(2) 避難所となる施設の安全確認

避難所の開設前には施設の安全確認を行い、その結果を踏まえ、町の避難所担当職員や施設管理者とも協議の上、施設の利用の可否を決定します。

また、必要に応じて、被災建築物の応急危険度判定士、被災宅地の危険度判定士による判定を要請します。

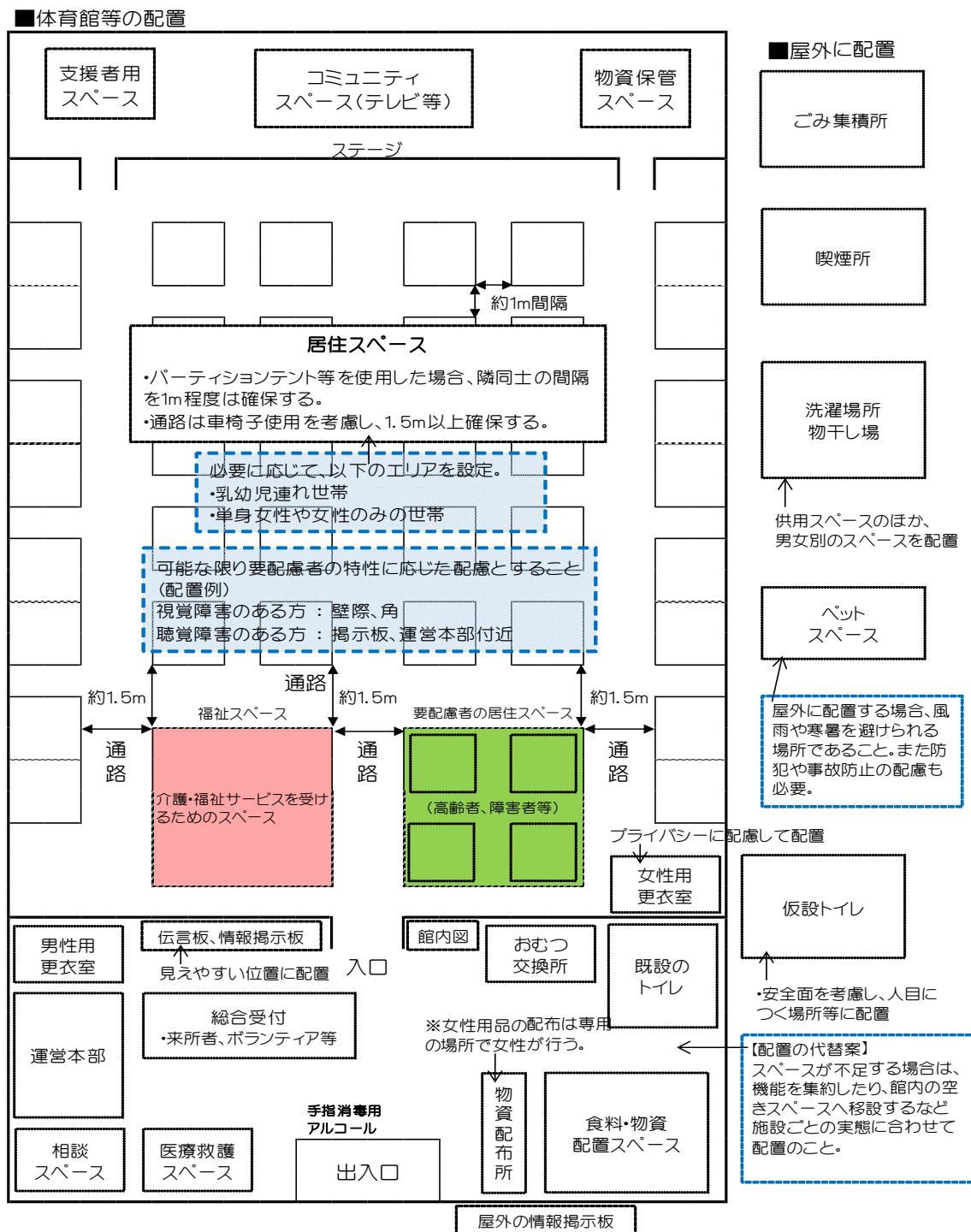
(安全確認の項目例)

項目	確認内容	チェック	該当する場合の必要な対応
1 施設利用者の確認	建物内に人は残っていないか	<input type="checkbox"/>	(必要に応じて) 建物からの退避を誘導
2 屋外から確認	周辺施設の倒壊の危険性はないか	<input type="checkbox"/>	(利用する) ・施設管理者等とも協議の上、利用の可否を決定 ・危険箇所は立ち入り禁止等の措置を実施
	建物は傾いていないか	<input type="checkbox"/>	
	建物にひび割れはないか	<input type="checkbox"/>	
	壁の剥落はないか	<input type="checkbox"/>	
	屋根の落下や破損はないか	<input type="checkbox"/>	
	非常階段は使用できるか	<input type="checkbox"/>	
3 屋内からの確認	天井の落下や亀裂はないか	<input type="checkbox"/>	(利用不可) 他の避難所への避難を検討
	廊下は安全に通行できるか	<input type="checkbox"/>	
	階段は安全に上り下りできるか	<input type="checkbox"/>	
	床に亀裂や散乱物はないか	<input type="checkbox"/>	
	照明が落下や破損していないか	<input type="checkbox"/>	
	窓ガラスの割れやひびはないか	<input type="checkbox"/>	
	防火設備は機能しているか (防火戸・防火シャッター、スプリンクラー、排煙設備、火災報知機、消火器の設置等)	<input type="checkbox"/>	
4 ライフラインの確認	トイレは使用可能か	<input type="checkbox"/>	代替手段の確保を検討
	電気は使えるか	<input type="checkbox"/>	
	水道は使えるか	<input type="checkbox"/>	
	ガスは使えるか	<input type="checkbox"/>	
	電話は使えるか	<input type="checkbox"/>	

(3) 避難所のレイアウトを決めよう

それぞれのスペースや立ち入り禁止区域、危険箇所は張り紙等で明示します。併せて、目が不自由な人などへの周知も行いましょう。

(レイアウト例)

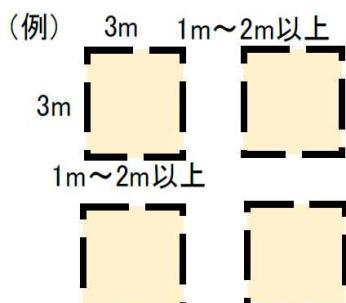


(4) 避難所のレイアウトを工夫しよう（感染症予防対策の強化）

感染症予防のためにも、世帯間のスペースを取るようにしましょう。

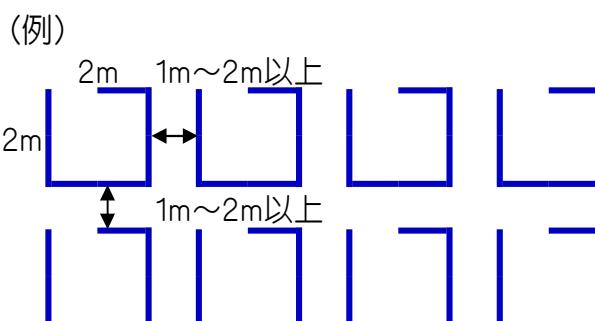
※付属資料(別冊) 『主な指定避難所のレイアウト例』を参考に配置しましょう。

テープ等による区画表示



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さを調整する。
- 家族間の距離を 1m 以上あける。
※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する。
- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

パーティションテントを利用した場合例



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。

- ※人と人の間隔は、できるだけ 2m (最低 1m) 空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
- ※避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人との距離が 1m となる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

(5) 避難者を受け入れよう

地域住民同士が連携して、「避難者カード」(様式1)、「避難者名簿」(様式2)も活用しながら避難者の受付を行い、避難者の居住スペースの割り振りを行います。また、車中泊の避難者や在宅避難者にも、「避難者カード」を記入してもらうなど、可能な限り情報の把握に努めます。

また、感染症等が確認された場合に、接触者を追跡できるよう、避難者が滞在する部屋、居住スペース等も記録します。

受付は、避難者数の把握により、物資の必要数を把握すること、安否確認などにも利用することを、避難者に理解してもらいたいながら行います(「避難者カード」や「避難者名簿」の内容には個人情報を含むため、保管場所や取扱いには十分注意すること)。

なお、高齢者、障害のある人など配慮が必要な人(要配慮者)の中に、福祉避難所への移動や病院への搬送が必要な人がいる場合は、町災害対策本部とも連携し、速やかに対応してください。(以下の情報も参考としてください)。

物資の配布やDMA T(災害派遣医療チーム)、DWAT(災害派遣福祉チーム)等の派遣にも関わってくるため、避難者数や配慮が必要な人についての災害対策本部への報告は徹底しましょう。

区分		判断基準		避難先・搬送先例
		概要	実例	
1	治療が必要	<ul style="list-style-type: none">・治療が必要・発熱、下痢、嘔吐	<ul style="list-style-type: none">・酸素・吸引・透析	病院
2	日常生活に全介助が必要	<ul style="list-style-type: none">・食事、排泄、移動が一人でできない	<ul style="list-style-type: none">・胃ろう・寝たきり	福祉避難所
3	日常生活に一部介助や見守りが必要	<ul style="list-style-type: none">・食事、排泄、移動の一部に介助が必要・産前・産後・授乳中の母子・医療処置を行えない・3歳以下とその親・精神疾患がある	<ul style="list-style-type: none">・半身麻痺・下肢切断・発達障害・知的障害・視覚障害・聴覚障害・骨粗しょう症	個室 (体育館以外の教室など)
4	自立	<ul style="list-style-type: none">・歩行可能、健康、介助がいらない、家族の介助がある	<ul style="list-style-type: none">・高齢者・妊婦	大部屋

※状況に応じて避難所内に福祉避難スペースを設け、避難者の態様に応じたケアを行います。

4 避難所の運営体制づくり

応急的な対応が落ち着いてきた段階（目標は24時間～48時間後）までに、必要な用務ごとに班を編成して、避難所の運営体制を整えます。

避難者が役割分担することで、避難所における課題への対応や行政との連携などを、主体的にかつ円滑に行うことができます。また、誰もが当事者でありそれぞれのニーズに配慮した避難所の生活環境づくりを進めることができます。

なお、各班の人数は、被災状況、その時々の業務量によって臨機応変に決定します。

（注）被災市町村の職員が運営に携わる場合には、他県からの応援職員等と交代するなど、長期に負担がかからないように配慮する必要があります。

また、代表等の指揮のもとで、早い段階から避難者が班運営に参画することで、避難者による自主運営体制に移行しやすくなると考えられます。

（1）運営体制の構成例

区分	役割	備考
代表	全体の総括	1人
副代表	代表の補佐	
総務班	各班との連絡調整 等	1人(不足する場合は兼務や代替)
広報班	情報収集と情報提供 等	1人(不足する場合は兼務や代替)
管理班	避難者の把握、施設の管理 等	1人(不足する場合は兼務や代替)
衛生班	感染症予防、衛生管理 等	
救護・福祉班	要配慮者への対応、被災者の健康管理 等	代表等の指揮のもとで 避難者が従事
食料班	食料調達と提供、炊き出し 等	
物資班	物資調達と提供、在庫管理 等	
ボランティア班	ボランティア受入・調整 等	
・施設管理者	(電話：)
・町担当部局	(電話：)
・町災害ボランティアセンター	(電話：)

（2）連絡会議等の開催

必要に応じて、避難所運営を話し合う連絡会議等を開催します。

①連絡会議の開催（メンバー：代表・副代表、各班班長、施設管理者、市町村担当部局等）

②班別ミーティングの開催（班ごとのスタッフの話し合い（必要な内容は連絡会議で報告、協議））

[ここが重要！]

*女性の視点に立った避難所運営

男女それぞれのニーズには違いがあります。女性も積極的に避難所運営に参画し、女性の視点にも配慮した避難所運営を心がけましょう。

□ 女性専用トイレの確保

- ・避難所におけるトイレの一部は女性専用とし、他のトイレとは別の場所に配置する等の配慮をしましよう（男性に比べて女性の方が混みやすいため、女性用トイレの数を多くすることが望ましい）。また、夜間の利用も考慮し、配置や照明、防犯ブザーの設置等の十分な防犯対策を行いましょう。

□ 女性専用更衣室の確保

- ・原則、男女別で、施錠の可能な個室部屋を確保しましよう。個室が確保できない場合は、避難所内の一角落できるだけ適切な箇所にパーティション等で仕切って、更衣スペースを確保しましよう。
- ・防犯ブザーの設置などの防犯対策と、使用状況を表示する札の設置に努めましょう。
- ・化粧や身だしなみを整えるため、姿見の設置等を検討しましよう。

□ 授乳スペースの確保

- ・専用の個室が望ましいですが、場所の確保が困難な場合は、女性用更衣室内をパーティションで仕切る等によりスペースを確保しましよう。

□ 女性による物資配布

- ・生理用品等女性のみが利用する物資については、女性が配布するよう配慮しましよう。

□ 女性専用相談窓口の設置

- ・必要に応じて、女性の保健師や介護士等が対応する相談窓口を開設するなど、相談体制づくりを進めましょう。

□ 男女別の物干し場の確保

- ・避難生活の長期化により、洗濯の必要が出てきた場合、物干し場は共用スペースのほかに男女別々のスペースを設けましょう（その際は、プライバシーの確保に配慮した場所に設置する）。

※参考資料

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府男女共同参画局ホームページ)

<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>



※上記ガイドラインのP56に記載されている備蓄チェックシートを活用し、男女共同参画担当部局や女性職員の参画等を得ながら、女性と男性のニーズの違いや、助産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄しましょう。

[ここが重要！]

*要配慮者へ配慮した避難所運営

避難所には、高齢者、障害のある人等、配慮を必要とする人（要配慮者）も避難することがあるため、特性に配慮した避難所運営が必要です。

また、福祉避難所、医療施設での受け入れが必要と思われる場合は、速やかに町関係者と協議しましょう。

なお、「ヘルプマーク」を身に着けている人にも、声掛けや必要な支援を行いましょう。

秋田県で普及に取り組んでいるヘルプマーク



□ 多様な特性に配慮した情報伝達

（対応例）

- ・視覚障害のある人→声かけ

※ 避難所では、慣れない仮設トイレを使ったり、寝ている人のすき間を歩いたりしなければなりません。

また、重要な情報の掲示に気づかないなどの困難が予想されます。そのため周囲の人に事情を話して支援を受けることが必要になります。

特に、「少しは見えているが不自由な人（ロービジョン）」は外見では不自由さがわからないほか、見え方も様々ため、よく説明しないと「見えているくせに」と誤解されることもあることを想定しておきましょう。

参考資料：日本ロービジョン学会 <https://www.islrr.org/information/disaster>



- ・聴覚障害のある人→手話や筆談
 - ・外国人→災害時多言語作成ツール（※）やイラストの活用、ジェスチャー
- ※（財）自治体国際化協会作成のツールで、利用者のパソコンにインストールして、携帯Webサイト用の情報や、音声情報を作成することが可能。また、6つの言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語）に対応。
- ※スマートフォン対応の無料翻訳ソフトの利用も考慮しましょう。

□ 居住スペースや通路への配慮

- ・高齢者や障害のある人の避難スペースは、その人の状態に応じて人の目が届きやすく、壁や出入口、トイレ、掲示板等の近くに確保します。できるだけ、同じ配慮が必要な人に個室を提供します。
- ・視覚の障害のある人は、自身の位置が把握しやすい壁際や角に確保します。
- ・聴覚障害のある人は、掲示板や運営本部等の視覚で情報が伝わりやすい場所に確保します。
- ・発達障害のある人、妊産婦、乳幼児等の要配慮者及びその家族の居住スペースについては、避難者の不安解消の観点から、同じ家族が近くになるようにし、周囲からストレスを受けにくい場所に確保します。できるだけ、同じ配慮が必要な人に個室を提供します。
- ・通路は、車いすが通行可能な幅1.5m程度を確保しましょう。

□ プライバシーの確保

個室を確保することが難しい場合は、パーテーション等での間仕切りや、屋内へ簡易テント設置など、プライバシーの確保に努めましょう。

□ 要配慮者のニーズに即した食料や物資の提供

高齢者のための医療・介護用品や、乳幼児のいる世帯への授乳用ミルクやおむつ、食物アレルギーのある人へのアレルギー対応食など、要配慮者のニーズに即した食料・物資の提供を心掛けましょう。また、高齢者をはじめ配布場所に並ぶことが困難な人については、代わりに受領するなど、避難者同士が助け合いましょう。

[ここが重要！]

*災害時における障害のある子どもへの配慮

災害時には、周囲の人たちが、障害のある子ども一人ひとりの特徴や特性を理解した適切な配慮の下での対応が必要となるため、災害時だけでなく、災害時に備えた平素からの準備がとても重要となります。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所HPより引用

(共通する配慮)

①心理面での配慮：災害を体験した子どもたちを支える

災害により、私たちは、災害そのものへの恐怖を感じるだけでなく、時として、今までの当たり前に過ごしていた日常生活、大切にしていた物、また家族や友人といった大切な人を突然失ってしまう喪失体験を持つことになります。さらに、災害時における心理的状況には、今置かれている恐怖の状態がいつまで続くのか分からず、またいつか災害に巻き込まれるのではないかといった不安も重なります。

こうした心理的ストレスは心のバランスを崩す引き金となり、様々な症状や状態となって現れてきます。それは例えば、頭痛、腹痛、吐き気、めまい、頻尿・夜尿といった身体症状であったり、不眠、悪夢などの睡眠障害、また、突然の興奮状態、過敏さ、集中力の不足、引きこもり・うつ状態といったものだったりします。

こうした症状や状態は程度の差こそあるものの年齢を問わず見られるものです。特に小さな子どもは、目の前で起こっていることの原因がよく分からず、中には、原因を自分に向ける「自分が悪いことをしたせいで」という思う子どもも少なくありません。大人には思いもつかないような理由から不安や恐怖を感じていることもあるのです。そこで、大人は次のようなことに配慮してかかわる必要があります。

- ・災害はいつまでに続くものではないことを伝える。
- ・子どもをひとりぼっちにしない。
- ・子どもが話そうとすることはきちんと聞き、何を伝えたいのか理解しようとする。
- ・子どもが話したがらない時には無理に話させない。ただし、話したくなったらいつでも話をして欲しいという姿勢を伝える。
- ・子どもが話すことを否定しない。ただし、明らかに事実と異なって理解をしている場合には、事実をその子にとって分かるように伝える。
- ・今までの生活でできていたことが災害後にできなくなることがあっても焦らず見守る。そして、時期を見て、できるようになるような手立てを考え、伝える。
- ・自分が役に立っていると思えるような機会を作ってあげる。
- ・症状に改善は見られない場合には、専門家に相談をする。

障害のある子どもにとっては、障害の特性や個々の状態により、さらに異なる不安を抱いたりすることがあるので、その対応が必要になることがあります。

②医療面での配慮

障害のある子どもの中には、医療面での対応を平素から受けている子どもがいます。災害時には、これらの子どもに日常的に行われる医療面での対応が滞ることのないようにすることが必要となります。

そのためにも障害のある子どもの基本情報（住所、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から管理するとともに、それを災害時においても利用できるようにしておくことが求められます。

③平常時から準備しておくこと（地域の支援ネットワークとの連携）

被災時における障害のある子どもの安全の確保やその後の対応を進めるためには、平素からの備えが重要です。障害のある子どもは、家庭や学校だけでなく、医療機関や福祉機関など地域の様々な機関によって支えられています。災害時においても、これらの関連機関との連携が必要です。

平素からこれらの機関や支援ネットワークとの連携を進めるとともに、災害時における支援の連携体制についても検討しておくことが求められます。

※参考資料

「災害時における障害のある子どもへの配慮」

（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所ホームページ）

https://www.nise.go.jp/nc/report_material/disaster/consideration



[ここが重要！] *ペットの同行避難

近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になっており、災害時に飼い主自身が安全な避難行動をとることや飼い主の心のケアの観点から、また、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から、ペットとの同行避難が推進されています。

ペットの飼育環境整備は本来飼い主の責務であり、平時からペット用備品類の確保やしつけ、健康管理などを行うことが求められます。避難所運営においては、①発災から避難所での避難生活における飼育環境の整備やペットの一時預かり、②ペット飼育可能な応急仮設住宅などの整備や長期預かりなどの体制整備が求められます。また、あらかじめ同行避難の受入方法について決めておき、平時から周知することが飼い主の安全な避難行動や避難所内のトラブル防止につながります。

なお、同行避難とは避難行動を示す言葉で、飼い主と同室で飼育管理することではありません。

1 放浪ペットの保護収容

災害の発生時に、被災地として限定した地域で災害対応期間内に飼い主からはぐれて放浪しているペットを保護収容します。野良犬や野良猫とは整理して対応します。

2 避難中のペットの飼育環境の確保

地域や災害の状況、避難所の環境などから、飼い主が選択可能な飼育環境は異なります。

(1) 避難所で飼育する

ペットとの同居や住み分けなどについて、各避難所が定めたルールに従い、飼い主自身が責任をもって飼育します。飼い主同士が相互に協力することが必要です。

(2) 自宅で飼育する

在宅避難の場合や、飼い主は避難所に避難して、自宅で飼育するペットの世話を通う方法があります。

(3) 車の中で飼育する

ペットとともに車中泊する場合や、ペットだけを車の中で飼育する場合があります。

夏季や長時間車を離れる場合は、安全な飼育場所に移動させるなどの配慮が必要です。

(4) ペットを預ける

飼い主自身が飼育できない場合、被災していない地域の親戚や知人、動物病院、ペットホテル等に預ける方法があります。

3 一時預かり体制の整備

飼い主が入院するなど、ペットの飼育管理ができない事情がある場合、動物愛護センターや動物病院、ボランティアによる預かりのほか、新たな施設の設置など状況に応じた対応を検討します。

なお、ペットを預かる際は、確実な個体識別管理をする必要があります。

また、飼い主が仮設住宅に入居する際は、ペット飼育可能な仮設住宅の整備が望まれます。

※参考資料

「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省)

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html



「被災ペット救護施設運営の手引き」(環境省)

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3103.html



(3) 各班の役割

①代表・副代表

□ 各班の総括、関係機関との連絡調整

避難所の状況を把握した上で、必要事項を協議・決定するとともに、各班への指示を行います。避難所の設置、運営が避難者の負担を少しでも軽減できるよう、協力、連携の元各種調整を行いましょう。

浸水、土砂災害リスクのある避難所を運営する場合は、雨量や水位等の防災情報の収集に努め、避難所内においても安全な場所の確認（垂直避難など）や、他の避難所への避難を検討しましょう。

□ 施設管理者及び町災害対策本部等との連絡調整（総括）

□ 管理・運営の申合せ（総括）

避難所の管理・運営に当たり、施設管理者や町災害対策本部と申合せ事項について確認し、避難所内で情報共有するよう各班への指示を行います。

（例）トイレの利用方法、ごみの収集・搬出方法、食料・物資の配分方法、起床・消灯時間の取り決め、避難所施設内の防犯・巡回体制、建物内の火気の取扱い、屋外スペースの取扱い（ペット飼育場所、喫煙場所、子どもの遊ぶスペースの確保）等

□ 要配慮者等への配慮（総括）

高齢者や障害のある人など避難生活に配慮が必要な人に対して、各々のニーズに応じて運営に当たるよう各班に指示します。

また、避難所を運営しているスタッフについても、心身に過度の負担が生じないよう配慮します。

②総務班

□ 各班との連絡調整

各班の活動が円滑に進むよう代表の指示のもと、連絡調整を行います。
また、必要に応じて代表者ミーティングのための資料を作成します。

□ 各種会議の準備と開催、記録

代表・副代表、各班の班長による連絡会議を開催します。
また、必要に応じて、各種会議の資料作成や記録をします。

□ 町災害対策本部及び関係機関との連絡調整

代表の指示のもと、各班からの要請事項を町災害対策本部へ伝達します。

□ 運営スタッフの後方支援

町災害対策本部と連携し、運営スタッフの当番シフト管理を行うほか、必要に応じて食料の確保等を行います。

□ 外部との連絡窓口

外部から提供される情報や物資提供を受け付けます。
※避難者宛の電話は、原則取り次はせず避難者本人に伝達し、当該避難者が判断の上対応する取扱いにします。
※避難所に電話が1台しかない場合（町職員等が災害対策本部との連絡用の携帯電話を所持している場合を除く）は、災害対策本部との連絡で使用することを優先し、携帯電話を所持している避難者個人が使用しないことや、携帯電話を所持していない避難者の不要不急の通話等には用いないこととします。

□ 避難者からの意見・要望の受付

避難者と避難所代表組織との連絡調整・意見調整窓口として対応します。
また、避難者一人ひとりの要望や困りごと、避難所運営や生活環境に関する意見等については、避難者への声かけ、意見箱の設置、ミニ集会などで聞き取り、連絡会議で報告します。

③広報班

□ 情報収集

町災害対策本部などから、避難所周辺の地域の被災状況や復旧状況、支援に関する情報を収集します。

※収集した情報には、必ず時刻・情報元を記録しましょう。

□ 多様な手段による避難者等への情報提供

収集した情報を整理し、掲示板・回覧板・施設内放送等多様な手段を用いて、避難者へ適宜周知します。

また、避難所内に、町災害対策本部からの情報の入手方法を掲示するなど、避難者の情報収集手段を明示しておくことも重要です。

(例) 町本部の情報提供連絡先、町公式ホームページ、X(旧Twitter)など

□ 要配慮者や在宅避難者等にも配慮した情報提供

高齢者、障害のある人、外国人等に対しては、多様な特性に配慮した手段で情報提供を行います。また、自宅や車中で避難生活を送る人にも情報が行きわたるよう、町災害対策本部と役割分担を確認の上、対応します。

(要配慮者への対応例)

- ・視覚障害のある人→声かけ
- ・聴覚障害のある人→手話や筆談、資料の配布
- ・外国人→多言語ツールの活用やイラスト、ジェスチャー

(車中泊避難者、在宅避難者への対応例)

- ・屋外掲示板への掲示、広報車によるアナウンス、資料配布、個別の電話連絡等
- ・食料の配布ルール（個別配布、避難所での受け取りなど）の周知。

□ マスコミ等への対応

マスコミからの取材や、外部からの問合せ、避難者への電話の取り次ぎに対し、窓口として対応します。

※対応については、町災害対策本部とも相談しましょう。

(マスコミへの対応方針の例)

- ・必ず受付を行い、避難者のプライバシーに配慮した取材を促す。
- ・取材、撮影には必ず立ち会うこととし、避難者が同意した場合のみ取材、撮影を可とする。
- ・撮影可能エリアを定めておく。
- ・マスコミであることがわかるよう、名札や腕章の着用を求める。

※これらの方針は、避難所ごとに取扱が異なるよう共有化し、「取材マナー」として受付等に掲示しておくことが望ましい。

※**付属資料(別冊) 『避難所内のルール等表示例』を参考。**

【避難所以外に滞在する被災者への対応】

避難所以外で避難生活をしている車中泊避難者、在宅避難者も、食料や物資を必要としているはずです。

支援を要する被災者の名簿の作成や屋外掲示板への掲示や個別の電話連絡などを通じて、情報提供等に努めましょう。

(災害時の通信手段の例)

- ◆防災行政無線（屋外スピーカー、戸別受信機）の活用
- ◆屋外掲示板への掲示、チラシの配布
- ◆個人の携帯電話、スマートフォン（通話、メール機能、SNS アプリ等）
- ◆広報車、伝令要員（バイク、自転車、徒歩など）、住民間の口コミ
- ◆災害用伝言ダイヤル（171）の利用

④管 理 班

□ 避難者名簿の作成と避難者の把握、避難者等の入退所管理

避難者の状況をできるだけ正確に把握するため、「避難者カード」（様式1）に記入してもらい、「避難者名簿」（様式2）を作成します。避難者名簿は物資の配布や外部からの問い合わせへの対応など、避難所を運営する上で使用する重要な情報です。名簿を用いて避難者を把握するとともに、入退所の管理を徹底しましょう。必要に応じて、市町村災害対策本部へ報告します。

なお、避難者の中には、配偶者やパートナーからの暴力、ストーカー行為等の被害がいる可能性もあるため、「避難者カード」や「避難者名簿」などの個人情報の管理を徹底しましょう。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者等が確認された場合に、その接触者等を追跡できるよう、避難者各人が滞在する部屋、スペース等も記録しましょう。

※地域住民以外の避難者（観光客など）については居住地の自治体等への情報提供を行う等の対応が必要となる場合もあるため、市町村災害対策本部へ報告します。

※避難所敷地内車中泊避難者（本来望ましくない）についても、「避難者カード」への記入などによる状況把握に努めます。

□ 訪問者の受付、マスコミ等部外者の出入管理

避難者への訪問者（避難者への面会）、マスコミ等部外者の出入りを管理（※）します。

※日中は避難所の受付で出入りをチェックし、夜間は原則入口を閉鎖します。

面会場所は別途確保し、避難者の居住スペース等には立ち入らないようにします。

□ 施設の見回りや生活のルール、管理のルールの決定・周知

施設や設備について、定期的に確認します。余震等で新たに発生した危険個所については、立入禁止にし、必要に応じて、市町村災害対策本部への連絡や支援の要請を行います。

女性や子どもは、人目のない場所やトイレ等に一人で行かないよう注意喚起するとともに、定期的な巡回で防犯に努めます。

□ 郵便・宅配便の受付、避難者への手渡し等

- ・郵便や宅配便：郵便物受付票（様式6）で対応
- ・電話での問合せ：問合せ受付票（様式7-1）で受付（避難者に内容を伝達）

□ 避難者の個人情報の提供等

- ・第三者に対する避難者の個人情報の提供は、原則、本人同意が必要です。
- ・安否確認：情報開示（開示先を含む）に本人の同意がある場合のみ、避難者名簿等に基づき対応します。

□ 施設管理者との調整

施設の利用（利用範囲、利用方法等）について、施設管理者等との調整を図ります。

□ ホテル・旅館等への移動

- ・移動希望者のリスト化やホテル・旅館等との連絡調整を行います。(チラシ)
※避難所内にチラシ等を掲示して希望を募る。

⑤衛 生 班

保健師等の指導を受けながら、避難者の健康や避難所の衛生環境の維持に努めましょう。

□ 感染症予防（手洗い・消毒等の励行推進）

(取組例)

- ・インフルエンザ等による感染症を予防するため、手洗い・うがい等を励行します。
- ・水道が使用不可の場合は、擦式アルコール消毒による手指消毒で対応します。
また、霧吹きなどの活用により乾燥防止に努めます。
- ・トイレ前や手洗い場等に液体せっけんやアルコール消毒液を配置します（子どもの手の届かない位置に設置）。
また、「感染症予防（手洗い・消毒の励行）」「手洗い手順」を貼り出します。
- ・手拭き用ペーパータオル等を設置し、タオルの共用はしないようにします。
- ・アルコール消毒液・マスク・トイレットペーパー・ペーパータオル・使い捨て手袋の在庫状況を把握し、早めに物資班へ補充を依頼し確保します。
- ・歯みがきとうがいの励行を促しましょう。

(注) 感染症（疑いを含む）の発生時については、速やかに町災害対策本部等に相談し、必要な対応を取りましょう。

□ エコノミークラス症候群の予防

- ・車中泊者を含めた予防のための留意すべき事項の周知
- ・体操などの励行
- ・医師等による見回り など

□ ペットの管理

- ・ペット同行避難の可否、ペット用エリア等のルールを定め、周知します。
- ・えさ、リード、ケージ等は、飼い主が用意し、責任をもってペットの安全と管理を行う必要があります。
- ・ボランティア等の協力を受けながら、可能な範囲でペット用エリアの管理を行うスタッフを配置します。

□ 冷暖房の要否の検討

- ・避難所内の環境や、避難者の状況等を観察し、冷暖房の必要性を判断します。
- ・現状では不要な場合でも、天気予報を確認しながら、翌日以降の要否について早めに判断します。
- ・冷暖房設備がある場合は、施設管理者と稼働について調整し、設備がない場合は、総務班や物資班等と調整し、必要に応じて、町災害対策本部へ調達を依頼します。

□ 生活衛生環境の管理

(取組例)

- ・食料の衛生管理を、周知徹底します。
 - 食器は使い捨てとすること
 - 食べ残しは取り置きせずにその日のうちに捨てること
 - 消費期限を過ぎたものは捨てること
- ・ゴミの集積場所の設定、ゴミの収集・分別を行います。
- ・ゴミの収集について、代表を通じて町災害対策本部と代表を通じ調整します。
- ・トイレと居住空間の 2 足制を導入します。
- ・布団の管理（敷きっぱなしにしない等）や定期的な清掃を呼びかけます。
- ・清潔を保つために、温かいおしごりやタオル等で身体を拭くことや、足や手など部分的な入浴を推奨します。
- ・定期的に換気をします。
- ・手洗いを徹底します。（トイレの後、調理の前、食事の前など）。
- ・炊き出しをする際は、調理前の手指及び調理器具の消毒を徹底します。
- ・衛生的な調理に配慮します（使い捨て手袋の着用、十分な加熱調理など）。
- ・調理する人の健康チェックを実施し、体調不良の人は調理をしない。
- ・食料（生鮮品、弁当等）の取り扱いには、十分注意し、食中毒を防止します。

（注）食中毒防止の観点から、配布した弁当や炊き出しのおにぎりなどは、避難所毎に配布後2時間後に余ったものを回収するなどの取扱いを明確にします。

（熊本地震の避難所対応などでは、梅雨の時期でもあり、炊き出しによる食品の配布後2時間で回収）

□ 保健師、医療職の専門チーム等の受入

- ・町災害対策本部と調整を図りながら、専門チームの受入スケジュールを把握し、必要に応じて避難者等へ周知します。
- ・救護・福祉班と連携し、特に配慮が必要な人が専門チームによるケア等を受けられるよう調整等を行います。

⑥救護・福祉班

救護・福祉班には医療や介護等の専門知識や実務経験がある者を配置することが望ましいです。配慮を要する人のみではなく、定期的にすべての避難者の心身の健康状態を確認します。

□傷病者への対応

- ・避難所内で傷病者、体調不良者が発生した場合、その状況に応じて、避難所内での応急手当や、救急搬送の手配を行いましょう。
※緊急性が高い場合には、速やかに119番通報や救命措置を行い、並行して避難所内の医師や看護師への協力の呼びかけ、町災害対策本部への連絡を行います。

□要配慮者への対応

- ・本人への声かけ、家族等支援者からの聞き取りによって、定期的に健康状況や困っている状況等を確認しましょう。
- ・必要に応じて、総務班を通じて、町災害対策本部に専門職員や専門ボランティア（看護師、介護士、手話通訳者、外国語通訳者など）派遣を要請しましょう。
- ・各班の業務について、要配慮者に関する助言等を行います。

□被災者の健康状態の確認

支援体制が整った段階で、保健師等が避難所等を巡回し、被災者の健康管理、健康相談、栄養指導、口腔ケアの相談等を行います。これらの支援を行う専門職員は、常駐できるとは限らないので、不在時にできる健康観察や相談の取次ぎ等について、事前に確認し、必要に応じて「健康チェックシート」（様式10）を活用しましょう。

（健康観察のポイント（例））

- | | | |
|---|-----------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 外傷があるか | <input type="checkbox"/> 眠れているか | <input type="checkbox"/> 食事・水分摂取は十分か |
| <input type="checkbox"/> 咳・熱・下痢などの症状はないか | <input type="checkbox"/> 話し相手はいるか | <input type="checkbox"/> トイレに行けているか |
| <input type="checkbox"/> 脱水の兆候（口渴、口唇・皮膚の乾燥、尿量の減少など）はないか | | |

□福祉避難スペースの確保

必要に応じて、町災害対策本部とも調整の上、専門性の高いサービスは必要としないが、一般の人と同じスペースでは避難生活で困難が生じる人が、介護や医療相談等を受けることができる福祉避難スペースを確保します。

□災害派遣福祉チーム等の受入れ

町災害対策本部と調整を図りながら、専門チームの受入スケジュールを把握し、必要に応じて避難者等へ周知します。また、衛生班と連携し、特に配慮が必要な人が専門チームによるケア等を受けられるよう調整等を行います。

※次ページに要配慮者ごとの配慮事項、その対応例を記載。

[ここが重要！]

*要配慮者ごとの配慮事項、その対応例

高齢者、障害者などの要配慮者への避難生活での対応を以下に例示します。必要に応じて、専門チーム等による巡回やボランティアによる見守り活動も実施します。

対象者	避難所で困ること	対応例
高齢者	①トイレが離れている ②和式トイレが使えない ③床での寝起きや座ること	①居住スペース配置の工夫、杖の活用 ②洋式トイレ(ポータブル)の設置 ③段ボールベッドの配置
認知症のある人	置かれている状況への不安や混乱	見守り活動の実施や、日常の支援者が適切に支援できるよう、個室を確保するなど配慮
妊娠婦や乳幼児	①妊娠婦の休める場所がない ②授乳やおむつ替えの場所がない	①妊娠婦が休憩できる個室の確保 ②授乳やおむつ替えの場所の確保
外国人	日本語の情報伝達では不十分、又は理解できない	通常の日本語よりも簡易で、外国人にもわかりやすくした日本語(やさしい日本語)、図やイラスト、多言語情報ツール等を活用した情報伝達
介護を必要とする人	①食事や着替えなど、日常生活全般に介護を必要とする ②家族が周囲に気を遣う	介護者と同じ部屋の確保
肢体が不自由な人	①車いすでの移動に不安 ②床での寝起きや座ること	①車いすが通れる通路スペースの確保 ②段ボールベッドの配置
視覚障害のある人	①情報の入手が困難 ②階段や段差、移動が困難	①声かけや点字等による情報伝達 ②介助者等による避難所内の案内
聴覚障害のある人	音声による聞き取りが困難またはできない	筆談、手話、文字、イラスト等を活用した情報伝達
知的障害のある人	①自分自身の状況を伝えられない ②周囲の状況判断や理解が困難	①短い言葉やイラストなどを用いたわかりやすい情報伝達 ②支援者が適切に支援できるような個室の確保などへの配慮
精神障害のある人	周囲とのコミュニケーションや環境適応が困難	①介助者と一緒に生活ができるような環境づくりへの配慮 ②服薬の継続や必要に応じて医療機関への受診ができるように配慮

対象者	避難所で困ること	対応例
発達障害のある人	<p>①日常生活の変化への対応が苦手な場合が多い。</p> <p>②不安になって奇妙な行動をしたり、働きかけに強い抵抗をすることもある。</p> <p>③感覚の刺激に想像以上に過敏であったり、鈍感である場合が多いので、命にかかわるような指示でも聞きとれなかったり、大勢の人がいる環境にいることが苦痛で避難所の中にいられない、治療が必要なのに平気な顔をしていることもある。</p>	<p>①ご家族など本人の状態をよくわかっている人が近くにいる場合は、必ずかかわり方を確認して行動する。</p> <p>②してほしいことの具体的な指示、時間を過ごせるものの提供、スケジュールや場所の変更等を具体的に伝える。</p> <p>③説明の仕方や居場所の配慮、健康状態のチェックには一工夫をする。</p>
性的マイノリティの人	周囲からの理解の欠如、周囲に話せない辛さや話すことへの不安	周囲への理解を促すこと、男女を問わず利用できるスペースの確保

配慮すべき事項

性的マイノリティの人等にも配慮した男女共用のユニバーサルトイレ、車いすの人に配慮した室内型の仮設トイレの設置が望まれます。

⑦食 料 班

□ 食料や飲料水の調達・提供

- ・物資班とも連携して、食料・飲料水のニーズを把握し、町災害対策本部へ提供を要請します。
- ・避難者への提供ルールを決め、不満が出ないよう配慮しましょう。
- ・避難所のみならず、周辺の自宅避難者、自主避難所への避難者、車中泊避難者等のニーズの把握にも努め、提供方法の周知等も行います。また、車中泊避難者等にも食料班等の避難所運営に参画してもらいましょう。
- ・救護・福祉班と連携して、食事に配慮が必要な人（疾病、食物アレルギー、乳幼児、高齢者等）を把握し、食材の調達・提供を行いましょう。

(注) 発災直後は、限られた物資の中で、多数の避難者に食料を提供する必要があるため、おにぎりやパンのみを提供することも考えられますが、可能な限り早期に弁当等に切り替えましょう。

(提供ルールの一例)

- ・食料等の提供に当たっては、避難者間で不公平感が生じないよう配慮しましょう。
- ・数量が不足する場合には、基本的には子ども、妊産婦、高齢者、傷病者、障害のある人に優先的に提供するなど、状況に応じて周囲が納得する方法で提供しましょう。

(注) 大規模災害時には、対応に当たる町職員のマンパワーにも限りがあります。配送を待たず物資集積所へ受け取りに行くなど、できる限りの自助、共助に努めましょう。

※付属資料(別冊) 『様式集』 様式8を活用。

□ 炊き出しの提供

- ・炊き出しは、避難者やボランティアの協力を得て実施しましょう。
- ・食べ残しの処理など、衛生管理には気をつけましょう。

(衛生管理上の注意事項)

- ・食器は使い捨てとする。
- ・食べ残しは、その日のうちに廃棄する。
- ・保管場所の管理や整理整頓に努める。
- ・手洗いを徹底する（トイレの後、調理の前、食事の前など）。
- ・炊き出しの際は、調理前の手指及び調理器具の消毒を徹底する。
- ・使い捨て手袋の着用、十分な加熱調理など、衛生的な調理に配慮する。
- ・調理する人の健康チェックを実施し、体調不良の人は調理をしない。

⑧物 資 班

□ 生活物資等の調達・管理

- ・各班と連携して避難者のニーズを把握し、町災害対策本部へ要請します。
- ・要請した物資が搬送される場合は数量等を確認して、物資の保管場所に種類別に保管・管理します。

※物資を受け入れる際は、避難者やボランティアに協力を呼びかけましょう。

(注)大規模災害時には、対応に当たる町職員のマンパワーにも限りがあります。

場合によっては配送を待たず物資集積所へ受け取りに行くなど、できる限りの自助、共助に努めましょう。

(注)自主避難所を運営する際に必要な支援については、町災害対策本部にも相談しましょう。

□ 避難者への提供

- ・「⑦食料班」と同様に、避難者間で不公平感が生じないよう配慮しましょう。
- ・毎日配布する時間を決めておくことで、避難者が安心して外出できます。（余ったものは、常時受け取りできるコーナーに置いておく）

配慮すべき事項

生理用品等の提供など、女性等への配慮等が必要な場合には、女性スタッフが対応したり、女性専用のスペースにあらかじめ置いておくなどの配慮をしましょう。

※付属資料(別冊) 『様式集』 様式8を活用。

⑨ボランティア班

避難者や避難所でボランティア活動を行いたい人のニーズを受け止め、マッチングを行います。避難者にとって、ボランティアによる支援は復興に向けて大きな支えとなるため、避難所での受入体制を整えましょう。

〈ボランティア〉

- ・ボランティアには、専門的な知識や経験を持つNPO等の団体（以下「NPO等」という。）や個人など様々な形があります。
- ・避難所運営には、多くの人の力が必要となり、避難所支援の経験を持つNPO等からの協力を得ることも重要となります。
- ・避難者からの支援の要望（ボランティアニーズ）の受付窓口を設置し、町（社会福祉協議会）が開設する災害ボランティアセンターと協力しながら、課題解決を目指します。
- ・避難所でボランティア活動を行いたい人に対しては、町や社会福祉協議会と連携を図りながら、活動内容や活動日を調整し、受入体制を整えます。

〈ボランティアニーズ（例）〉

- ・高齢者、障害のある人への避難生活支援（配膳、介護、トイレなどの補助用務）
- ・避難所内外における水や食料・物資の運搬及び配布補助
- ・がれきの撤去等、避難者の自宅整理（軽作業で危険を伴わないもの）

□ボランティアニーズの把握・受付

避難者からの相談受付や聞き取りにより、要望（ボランティアニーズ）を把握します。

□ボランティアの要請

ニーズに応じて、町災害対策本部又は町の災害ボランティアセンターに、支援を要請します。

□ボランティアの受入・調整

活動するボランティアの受付、活動の振り分けをします。

□NPO等からの助言等

専門的な知識や経験を持つNPO等からの助言を参考に、避難者に寄り添った避難所運営を心がけましょう。

5 避難所の生活ルールを決めておこう

避難所では様々な人が共同生活を送ることとなります。生活ルールを決めて共有し、みんなで守っていくことで避難生活がスムーズになります。

○○避難所の生活ルール（例）

*掲示板に貼るなどして周知・徹底しましょう。

- ①この避難所の運営のため、総務班、広報班、管理班、衛生班、救護・福祉班、食料班、物資班、ボランティア班を編成し、避難者を中心にスタッフになっていただきます。スタッフ以外は、各班の業務への御協力をお願いします。
※なお、情報連絡のための全体ミーティングを、毎日午前10時に行います。
- ②その他の避難者も、掃除当番などの業務には積極的に参加しましょう。
- ③避難者の把握のため、避難者名簿等の作成に御協力をお願いします。
なお、退所する際は、受付でその旨お伝えください。
- ④各自指定された居住スペースを利用して下さい。なお、屋内は土足禁止とします。
- ⑤ペットは所定の場所のみで飼育することとし、屋内への連れ込みは御遠慮ください。
- ⑥食料等の物資は、午前7時、正午、午後5時の計3回、物資配布所前で配布します。
※全員分の数量が確保できない場合は、子ども、妊産婦や高齢者等へ優先配布する場合があります。
※ミルク・おむつや女性用品等の要望は、個別に申し出ください。（女性専用窓口）
- ⑦消灯は午後9時とし、施設内の照明を落とします。
※防犯のため、廊下やトイレ周辺と、運営本部は点灯したままとします。
※消灯後は、居住スペースでの会話や携帯電話の利用を控えてください。
- ⑧トイレ清掃は午前10時と午後3時に、当番が交替で行うこととします。
- ⑨公衆衛生のため、避難所出入り時は必ず手洗い又は手指のアルコール消毒とうがいをし、マスクの着用を心がけください。
- ⑩避難所内での飲酒は原則禁止とし、また、所定の場所以外での喫煙は禁止とします。
- ⑪敷地内での火気の使用は原則禁止とします。
- ⑫本避難所は、電気、水道などライフラインが復旧し、避難者のみなさんの住まいの確保ができ次第、順次縮小・閉鎖していくこととします。

※付属資料（別冊）『避難所内のルール等表示例』を参考に作成しましょう。

6 衛生管理、食事管理、健康管理などのルールを決めておこう

衛生、食事、健康の3分野について、管理ルールをチェックします。
また、避難所の実情に応じて、個別のルールも検討しましょう。

【管理のルール（例）】

衛生管理	<ul style="list-style-type: none">□手洗い場（洗面場）と調理場は分ける。□配食時など食べ物に触れる時には、必ず手洗い、消毒をする。 (なるべく、手袋等を使用して素手で食べ物に触れないようにする。)□マスクを用意する。□残飯などの生ゴミとそれ以外のゴミは分別して、また普段のゴミの分別のルールによって所定の場所に廃棄する。□汁物や残飯を捨てるバケツにはふたをする。□食べ残した残り物は捨てるよう指導する。□手洗い、うがいを徹底する（トイレや洗面台等の貼り紙で周知）。□清拭・足浴で清潔を保つ。
食事管理	<ul style="list-style-type: none">□身体にやさしい食事（塩分控えめ、野菜多め）を心がける。□温かい食事の提供をなるべく早く実施する（炊き出しなど）。□時間を決めて食事をするようにする。□みんなで一緒に食べるよう心がける。
健康管理	<ul style="list-style-type: none">□エコノミークラス症候群を防ぐため、1日5分体を動かす体操などの時間につくる。□個人の健康管理（口腔の衛生管理、喫煙、飲酒など）についても注意喚起する。□アルコール依存症の発症を防ぐため、避難所では原則禁酒とする。
感染症予防	<ul style="list-style-type: none">□インフルエンザ等による感染症を予防するため、手洗い・うがいを励行する。□水道が使用できない場合は、擦式アルコール消毒による手指消毒で対応する。 また、霧吹きなどの活用により乾燥防止に努める。□トイレ前や手洗い場等に液体石けんやアルコール消毒を配置する（子どもの手の届かない位置に設置）。□手拭き用ペーパータオル等を設置し、タオルの共用はしない。□アルコール消毒・マスク・トイレットペーパー・ペーパータオル・使い捨て手袋の在庫状況を把握し、早めに物資班へ補充を依頼し確保する。□歯みがきとうがいを励行する。
その他	<ul style="list-style-type: none">□起床、消灯などの生活時間を決めておく（6時起床、21時消灯）。□朝礼・健康体操の時間を決めておく。□掃除をする日や時間を決めておく。□掃除当番や配食当番等避難所の運営に、避難者が積極的に参加する。□人数確認（点呼）の時間を設定する。□避難所内は火気厳禁とする。□貴重品の管理は、自己責任で行うよう周知徹底する。

[ここが重要！] *福祉避難所と、一般避難所における福祉避難スペース

①福祉避難所とは？

災害対策基本法に定める指定避難所のうち、「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるもの」を言い、次のような基準に適合するものとされています(※1)。

- ア 高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者(※2)」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受け入れる体制が整備されていること。
- ウ 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

※1 災害対策基本法施行規則第一条の九で定められた基準

※2 災害対策基本法第八条の2第十五号定義による。

②福祉避難所の対象者*

福祉避難所への入所者は、高齢者、障害のある人、妊娠婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において特別な配慮を要する人のうち、日常生活に介助が必要な人が対象ですが、受入れスペースや対応できる職員の不足など、福祉避難所の受入態勢が整わない場合には、福祉避難所に入所できないこともあります。また、身体状況の悪化等で治療が必要な人は、医療機関等へ入院する場合もあります。

※指定福祉避難所に直接に避難する者について、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行うことが考えられます。

希望する要配慮者全員を指定福祉避難所に直接の避難をさせることができない場合などには、まず一般の避難所に要配慮者スペースを設置して一時的に避難し、その後、指定福祉避難所に移送する方法も検討することが考えられます。

③一般避難所における福祉避難スペースの考え方

福祉避難所への入所を要さない軽度の症状等がある人等は、一般の避難所に避難することがあるため、必要に応じて、介護や医療相談等を受けることができる福祉避難スペースを設ける場合があります。

7 安定期以降の取組

安定期（概ね3週間目以降）では避難所運営体制の見直しを図り、避難所以外での相談体制の確立、こころのケアなどを図るとともに、避難者の自立へ向けた取組にあわせて、市町村担当者や施設管理者とも相談しながら、自宅等での生活の再開、避難所の閉鎖への合意形成を進めています。

（1）避難所の統廃合に伴う移動

避難所となった施設の通常時の使用の再開に向けて、避難施設の縮小・統合が進められる際は、できるだけ早目に避難者に対し避難所の移動などを伝達します。

また、避難所の移動が決定した場合は、できるだけ早目に移動日時や荷物の搬送について避難者に対し周知します。

（2）避難所閉鎖の判断

市町村は、ライフラインの復旧状況や仮設住宅への入居状況などを勘案しながら、避難所の閉鎖について検討します。

（3）避難所の閉鎖

避難所の閉鎖が決定した場合は、避難者に対し、避難所の閉鎖日時と準備、避難所閉鎖後の情報、物資の入手方法、相談窓口などその後の生活に必要となることについて説明します。

また、返却が必要となる物資等がある場合は、市町村担当部局へ連絡し、避難者の協力を得て避難所施設内の片付けや清掃を行います。

付属資料（別冊）

- 1 避難所開設・運営マニュアル 様式集
- 2 避難所内ルール等表示例
- 3 避難所内表示マーク例
- 4 主な指定避難所のレイアウト例